

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

(平成二十年二月二十六日青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号)

改正 平成二十年二月四日条例第二号

平成二十一年一月二五日条例第七号

平成二十二年二月一七日条例第二号

平成二十三年二月二日条例第一号

平成二十四年二月二三日条例第一号

平成二十五年二月二〇日条例第一号

平成二十六年二月二一日条例第二号

平成二十七年二月二〇日条例第三号

(設置)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 広域連合が青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号。以下「条例」という。) 附則第四条、附則第九条、附則第十二条、附則第十四条、附則第十八条、附則第二十条、附則第二十三条又は附則第二十五条の規定により読み替えて適用される第十七条の規定により被保険者均等割額を減額(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。) 第十条第二項に規定する額を除く。) するための財源に充てる場合

二 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

三 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合

四 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合

五 広域連合が条例第十六条第一項第二号の規定により被保険者均等割額を減額(算定政令第十条第一項に規定する額を除く。) 又は条例第十六条第三項及び附則第六条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合

六 広域連合が条例附則第七条、附則第十条、附則第十三条、附則第十五条、附則第十九条、附則第二十一条、附則第二十四条又は附則第二十六条の規定により読み替えて適用される第十六条第一項第一号の規定により被保険者均等割額を減額(算定政令第十条第一項に規定する額を除く。) するための財源に充てる場合

(繰替運用)

第六条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を

歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則 (平成二二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。